第十七項第九号」を「第三十九条の三十九第二十六項第十一号」に、「に係るもの」を「に係る法第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十七項中「第三十九条の三十九第十八項第二号」を「第三十九条の三十九第二十七項第二号」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十九第十七項第一号」を「第三十九条の三十九第二十七項第一号」に、「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八条の九第一項」を「法第六十八条の九第八項第一号」に、「同号」を「施行令第三十九条の三十九第二十六項第一号」に改め、同項第二号中「第三十九条の三十九第十七項第二号」を「第三十九条の三十九第二十六項第二号」に改め、同項第七号中「第三十九条の三十九第十七項第八号」を「第三十九条の三十九第二十六項第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第三十九条の三十九第十七項第七号」を「第三十九条の三十九第二十六項第八号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　施行令第三十九条の三十九第二十六項第九号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額

第二十二条の二十三第二十七項第五号中「第三十九条の三十九第十七項第六号」を「第三十九条の三十九第二十六項第七号」に、「契約又は協定」を「委託に係る委任契約等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第三十九条の三十九第十七項第五号」を「第三十九条の三十九第二十六項第六号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第三十九条の三十九第十七項第三号」を「第三十九条の三十九第二十六項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　施行令第三十九条の三十九第二十六項第三号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額

第二十二条の二十三第二十七項を同条第三十八項とし、同条第二十六項中「第三十九条の三十九第十八項第一号」を「第三十九条の三十九第二十七項第一号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第十八項第一号に」を「第二十七条の四第二十七項第一号に」に、「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項」を「同条第八項第一号」に、「同号イ」を「施行令第二十七条の四第二十七項第一号イ」に、「施行令第二十七条の四第十八項第一号ロ」を「同項第一号ロ」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第十八項第六号」を「第二十七条の四第二十七項第七号」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第十八項第十二号」を「第二十七条の四第二十七項第十四号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十五項中「第三十九条の三十九第十七項第九号に規定する財務省令」を「第三十九条の三十九第二十六項第十一号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第二十七項第七号」を「第二十七条の四第二十七項第十号」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第二十七項第十二号」を「第二十七条の四第二十七項第十四号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十四項中「第三十九条の三十九第十七項第六号」を「第三十九条の三十九第二十六項第七号」に、「第二十八項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十四項中「第三十九条の三十九第十七項第八号に規定する財務省令」を「第三十九条の三十九第二十六項第十号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「施行令第三十九条の三十九第十七項第八号に掲げる」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項第三号中「第三十九条の三十九第十七項第九号」を「第三十八項第九号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十三項中「第三十九条の三十九第十七項第七号に規定する」を「第三十九条の三十九第十七項第八号に規定する」に改め、同項第一号中「施行令第三十九条の三十九第十七項第七号に規定する」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項を同条第三十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

34　施行令第三十九条の三十九第二十六項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究が成果活用促進事業者の行う成果実用化研究開発に該当する旨

三　当該試験研究の実施期間

四　当該試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

五　当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨

六　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

第二十二条の二十三第二十二項中「第三十九条の三十九第十七項第七号ロ」を「第三十九条の三十九第二十六項第八号ロ」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十一項中「第三十九条の三十九第十七項第七号イ」を「第三十九条の三十九第二十六項第八号イ」に、「第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費」を「第六十八条の九第八項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用」に改め、同項第一号中「第二十条第二十一項第一号」を「第二十条第三十一項第一号」に改め、同項第二号中「第二十条第二十一項第二号」を「第二十条第三十一項第二号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十項中「第三十九条の三十九第十七項第七号」を「第三十九条の三十九第二十六項第七号」に、「第二十条第二十項」を「第二十条第二十九項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

30　施行令第三十九条の三十九第二十六項第七号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第二十六項第七号に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）の氏名又は名称及び代表者その他これに準ずる者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四　当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨

五　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

第二十二条の二十三第十九項を削り、同条第十八項中「第三十九条の三十九第十七項第六号に規定する」を「第三十九条の三十九第二十六項第七号に規定する」に改め、同項第一号中「施行令第三十九条の三十九第十七項第六号に規定する」に、「事項と」を「事項（当該連結親法人又はその連結子法人が、法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人（同項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は連結親法人である法第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項）と」に改め、同項第一号中「施行令第三十九条の三十九第十七項第五号に掲げる」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該試験研究に要する費用の見込額（五十万円を超えるものに限る。）

第二十二条の二十三第十六項を同条第二十六項とし、同条第十五項中「第三十九条の三十九第十七項第四号に規定する」を「第三十九条の三十九第二十六項第五号に規定する」に改め、同項第一号中「施行令第三十九条の三十九第十七項第四号に掲げる」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第十四項中「第三十九条の三十九第十七項第三号に規定する財務省令」を「第三十九条の三十九第二十六項第四号に規定する